

## 規約細則

本連盟規約に基づいて、この細則を定める。

- 第 1 条 本部並びに事務局は、基本的に理事長宅又は理事長指定の場所に置く。
- 第 2 条 全ての役員選出は、役員候補者(自薦・他薦を含む)を規約第2章及び規約細則第3条の手順に則り機関組織で審議を行い、会長が委嘱し決定する。
- 第 3 条 規約第2章第7条・8条に基づく会長及び副会長と規約第15条に基づく名誉会長及び顧問、特別顧問、参与についての候補者は、役員選考委員会で公正に検討審議の上、常任理事会へ推戴し、常任理事会が推挙審議を行い選出する。  
2 役員選考委員会は前任会長・副会長・理事長・副理事長にて構成される。
- 第 4 条 規約第2章第11条による理事候補は、加盟各社、工場、官公署、商社、病院、学校等から推薦される者を当分の間、55名以内を地区協会より次の割り振りにより依頼選出する。  
2 加盟チーム代表理事内訳  
川崎協会 14名、横浜協会 17名、横須賀協会 2名、藤沢協会 7名、  
平塚協会 1名、小田原協会 7名、県央協会 3名、相模原協会 4名 各以内  
3 会長より指名される学識経験理事候補者は、25名以内を前任会長、副会長、理事長会議で確認し、選出する。
- 第 5 条 規約第2章第6条、第12条に基づく常任理事の候補者は、前任会長、副会長、理事長会議で確認し、理事会で加盟チーム代表及び会長指名理事各15名以内を審議選出する。
- 第 6 条 規約第2章第9条に基づく理事長選出は、常任理事会の互選により行う。  
2 副理事長は、理事長意向を伺い常任理事会が互選する。
- 第 7 条 会計監事は、該当者を常任理事会で推薦し、理事会で選出する。
- 第 8 条 規約第4章第31条、第33条に基づく専門委員会は、当分の間、企画促進管掌委員会、競技力推進管掌委員会、競技力向上管掌委員会を設置し、専門的事項を運営及び処理事務をつかさどる。  
2 各委員会は、略して企画促進委員会、競技推進委員会、競技力向上委員会と称し、委員会内に部会を設け、最小必要人数の部員により組織構成する。
- 第 9 条 本連盟の円滑な運営実施のため、別に事務処理規定、旅費規程、表彰規程、慶弔見舞金規定、登録規定を定める。
- 第 10 条 本規約細則の変更改正は、理事会議決を経なければならない。

### 附 則

1. 規約細則は、平成11年9月26日より適用する。
2. 規約細則の変更  
平成18年4月23日 一部改正  
平成20年4月27日 一部改正  
平成24年4月22日 一部改正